

令和 3 年度 第 1 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 3 年 4 月 2 3 日 (金) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 3 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 4 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	山 崎 薫	○	2	山 崎 正 義	○
3	岡 野 正 幸	○	4	須 賀 喜 佐 子	○
5	三 保 田 操 夫	○	6	藤 江 健 広	×
7	今 井 一 忠	○	8	八 木 大 輔	○
9	鈴 木 洋 子	○	1 0	石 塚 要	○
1 1	山 崎 秀 夫	○	1 2	岡 田 嘉 男	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○		三 反 崎 善 隆 (最適化推進委員)	○
	永 野 浩 司 (最適化推進委員)	○		砂 川 進 (最適化推進委員)	○
	横 川 朝 治 (最適化推進委員)	○		小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○
	滑 川 浩 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 立 沢 主任 蓮 沼	事務局長補佐 黒 田 主任主事 前 野
-------	--------------------	------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 日程第 2 諸報告について
 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
 日程第 4 議案第 2 号 農地法 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の設定について
 日程第 5 議案第 3 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) の決定を求める件について
 日程第 5 議案第 4 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) の決定を求める件について

会議の件名	議事録
<p>1. 開会</p> <p>日程第1</p> <p>日程第2</p> <p>日程第3</p>	<p>立沢事務局長が開会を告げる。午後1時30分</p> <p>【開会の宣言】</p> <p>◎議長 ただいまから、令和3年度第1回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員13名、最適化推進委員7名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。</p> <p>【会議録署名委員の指名について】</p> <p>◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第13条の規定により議長から指名いたします。 10番 石塚 要 委員 11番 山崎 秀夫 委員 以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p> <p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>◎農地委員長 ・節水の協力について</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>◎事務局 ・松伏町農業者支援給付金について</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p> <p>【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程3 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請書の承認</p>

認を求める件についてを上程いたします。

時間短縮のため、朗読は省略します。

No.1 について、事務局説明願います。

◎事務局

議案書の3ページをお開きください。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請書の承認を求める件についてのNo.1になります。

申請地は〇〇〇〇〇ー〇、面積〇〇〇㎡、〇〇〇ー〇、〇㎡、〇〇〇ー〇、〇㎡、地目〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇ー〇〇〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

申請内容は、住宅敷地になります。

案内図が1ページ、資料は1ページになります。

ご参照ください。

申請理由について、現在〇〇の賃貸住宅で家族4人と生活をしています。

私は、土地・建物を所有していないので両親や家族で検討した結果、子どもの学校の事を考量し今の住まい周辺で自己用住宅の建築を計画しました。近隣に市街化区域がありますが、住宅街になっており、新築可能な土地が見つからず、範囲を市街化調整区域に広げたところ、申請地が見つかりました。

市街化調整区域内ですが住宅が立ち並んでおり、今の住まいと実家にも近く、子育ての環境に変化なく生活できるので建築地としました。

都市計画法の許可条件である父が市街化調整区域の〇〇に20年以上居住しているため、条件に該当していることを確認しています。

建築に必要な手続きを進めたく、このたびの申請となりました。何卒、よろしく願います。

建物は、木造1階建てで、工事期間は許可後から令和3年11月30日で予定しています。

被害防除対策については、申請地の周りをコンクリートブロック3段1.2mで立上げ施工する計画です。

排水については、全面道路に下水管が埋設されているため区域外流入の申請により許可見込みとなっております。

資金計画は、土地購入費〇〇〇万円、土地造成費は〇、〇〇〇万円、建築費が〇、〇〇〇万円。合計〇、〇〇〇万円です。全額金融機関からの融資で対応するとのことで、〇、〇〇〇万円の事前審査結果表が添付されています。資金計画は問題ないと考えています。

説明は以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から説明願います。

◎三保田委員

4月19日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、申請書類に不備はなく、現地に違反はありませんでした。

以上ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。
承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は承認されました。

◎議長

続いて、No.2 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は2 ページをご参照願います。議案資料2 ページ土地利用計画図も併せてご参照ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇-〇〇〇、〇〇〇〇〇〇さんになります。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇-〇〇〇、〇〇〇〇さん、年齢は〇〇歳、職業は〇〇です。

転用目的は憩いの広場です。

転用理由については、〇〇〇においては一年を通じて様々な行事を行っておりますが、昨年1月に新型コロナウイルスによる感染が確認され、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、緊急事態宣言等や埼玉県においては彩の国「新しい生活様式」安心宣言等で感染拡大に対処しております。

私も国及び県の新型コロナウイルス感染拡大防止の政策について理解し順守しておりますが、特に三蜜回避については出来るだけ少人数での行事としている中で、休憩時間は今まで〇〇で対応しておりましたが、このような事態の時には屋外で休憩をして頂くことがよいのではないかと。また、〇〇に訪れた皆さまにも休憩する場所があれば、くつろいでいただけるのではないかなど、今まで特に考えてもいなかった事をコロナ禍で考える機会をいただきました。

現在、屋外での休憩所としての特別な場所はありませんので、〇〇が所有する当申請地を提供し〇〇様や訪れた方の「憩いの広場を設置してそこで皆がくつろいでいただく場を確保したいと考えております。

何卒ご理解をいただきたくお願いいたします。

工事期間は、令和3年6月21日から8月10日を予定しています。

被害防除対策については、北東は水路、南西は〇〇地のため農地とは接しておりませんが周りに被害を及ぼさないようにするとのことです。

資金計画については、用地費はありません。造成費は〇〇〇万円です。全額自己資金で対応するとのことで〇、〇〇〇万円の残高証明書も添付されております。資金計画については、問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から説明願います。

◎山崎秀夫委員

4月19日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、申請書類に不備はなく、現地に違反はありませんでした。

以上ご審議よろしくをお願いします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

◎議長

続いて、No.3について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は3ページをご参照願います。資料の土地利用計画図も併せてご参照ください。

申請地は〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇です。

譲受人は〇〇〇〇〇〇-〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇に在住の〇〇〇〇さん、〇〇〇さん年齢〇〇歳、〇〇歳の方です。職業は共に〇〇です。

転用目的は料理教室敷地です。

転用理由について、私の妻は都内にある海外レシピを再現する教室に参加し料理を覚え、近隣の方にボランティアで時々料理を教えたり、クッキーの販売で〇〇に参加したりしています。

私達夫婦は、子育て中に参加したPTAやボランティアの経験から家族の大切さを感じ、子育て中の母親の心の休憩所であり、家族で参加する楽しい時間を提供できるような料理教室を開きたいと長年思っていました。

現在妻が参加している都内で開催の料理教室は、参加している方みんなが笑顔で、料理を覚える以上に参加者とのコミュニケーションを楽しんでいます。申請地近隣には、料理教室がないので近郊のたくさんの方々にも同じような経験をしていただきたいと思います。

敷地は、受講者が路上駐車をしないように人数分の駐車スペースが必要です。近隣は落ち着いた雰囲気、天気の良い日には作った料理を受講者や家族が参加して屋外での会食ができるような料理教室を希望しています。

条件に合う土地がなく大変困窮していましたが、知人の紹介で申請地の所有者様に相談したところ、快く承諾していただきました。

また、日本在住の外国人シェフにインターネットでのリモート授業をお

願いしており、コロナが落ち着いたら月に1回程度、直接教室に招いて教えていただく予定です。

申請地は県道から一本入った場所で交通量も少なく、安全なので、子供との参加も安心してできます。

料理教室の食品取引先は、地場産の物を中心に使用したいので、JA、その他町の商店を予定しています。

何卒、諸事情ご賢察のうえ御認可いただきたく切にお願いいたします。とのことです。

料理教室建物は木造平屋建てです。物置は鉄骨造のプレハブ式物置です。工事期間は許可後から4ヶ月間を予定しています。

被害防除対策については、町道〇〇〇号線沿いと西側水路沿いはCB3段積み、その他はRC擁壁とCB2段積みで被害防除対策を行います。出入り口部分については、水路に蓋掛けを設置します。敷地内は砂利敷きです。雨水貯留池を設置し、西側水路へ排水し、雨水対策を行います。

また、合併浄化槽7人槽を設置しこちらも西側水路へ排水します。排水同意についても見込ありです。

なお、出入り口部分と排水部分については水路占用許可申請済みで見込ありです。

資金計画について、土地購入費で〇〇〇万円、造成費〇〇〇万円、建築費〇, 〇〇〇万円、その他費用〇〇〇万円、合計で〇, 〇〇〇万円です。自己資金と個人の方からの融資で対応するとのことで、〇, 〇〇〇万円の残高証明と〇, 〇〇〇万円の融資審査票が添付されていますので、資金計画について、問題ありません。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から説明願います。

◎山崎秀夫委員

4月19日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、申請書類に不備はなく、現地に違反はありませんでした。

以上ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎山崎委員

素掘りの水路に流すようだが、油水分離槽の設置は必要ではないか。

◎事務局

建物平面図では各受講者で調理するよう図面ではなく、1つのキッチンで受講者が指導を受けることとなりますので問題ないかと思えます。

◎今井委員

排水は道路側溝に流すのですか。

◎事務局

そちらは用排兼用ですが、そちらではなく素掘りの水路に排水します。

◎横川委員

ここは何年か前に申請があったところの隣ですよ。その時色々と排水についてあったが。

◎議長

事務局の方から気を付けるように言ってください。

◎事務局

わかりました。

◎議長

そのほかありませんか。

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

◎議長

続いて、No.4 について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は4 ページをご参照願います。議案資料4 ページ土地利用計画図も併せてご参照ください。

申請地は〇〇〇〇〇-〇です。

譲受人は〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、〇〇の施工、販売になります。

譲渡人は、〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇さん、年齢は〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

転用目的は資材置場・駐車場です。

転用理由については、主たる業務は〇〇の施工及び販売ですが〇〇の補修、改修を行っている〇〇〇〇の仕事も請け負っています。〇〇〇〇は全国展開をしている業者ですが特に〇〇、〇〇、〇〇方面が以前から数多く受注しています。また、〇〇〇〇様との取引もしておりこちらは〇〇〇〇の〇〇周辺の取引があります。どちらも当申請地が通過地点になります。

当社のある〇〇〇周辺には、置き場となるところがなく、現在、賃借している置き場も返還時期が迫っており、早急に対処しなければならず、先月、〇〇〇で営業している友人より当申請地の〇〇〇〇さんを紹介していただき、賃借の相談をしたところ、農地転用の許可が得られるのであれば契約するとの回答を得ました。

当申請地は、当社の希望する条件を満たしており、土地所有者の〇〇〇〇さんも〇〇〇〇を経営しております。

現状は、工事現場で発生した廃材などのストックスペースが無いとため、その都度処理業者に持ち込まなければならず、工事に当たっては、材料もその都度の引き取りを要し効率の悪さに悩んでいます。

当社の売上げが最も多いのは〇〇〇〇内の〇〇〇〇であり、ほとんどの新

規及び改修工事を受注しております。

なお、配置予定図のユニック車通路を設けたのはコンクリートブロックの1パケットが1トン近くもあり、〇〇も600kgの重量がありますので、材料の間隔を離して配置し、積み下ろし時に材料の近くに人が寄る必要がありますので必要な配置となっております。

東側及び北側を境界から1mから2m離して設けたのは東側に配置する資材の重量を考慮し法敷きの崩壊を防ぐためです。以上のような状況ですので、ぜひとも当申請の許可をいただけますようよろしくお願いいたします。

工事期間は、令和3年5月6日から令和4年5月16日を予定しています。

被害防除対策については、東側の水路との境界は2m、南側は1m空け矢板堀で施行する計画で周りに被害を及ぼさないようにするとのことです。

資金計画については、用地費は賃借権の設定のためありません。造成費は〇〇万円です。全額自己資金で対応するとのことで〇〇〇万円の残高証明書も添付されております。資金計画についても、問題ないと考えています。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、私から説明させていただきます。

4月19日月曜日に書類審査と現地調査を行いました。事務局の説明のとおり、申請書類に不備はなく、現地に違反はありませんでした。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎今井委員

大型の車両は入ってきたりして、路肩が崩れたりしないか。

◎事務局

大型車は入ってこないなので、そのようなことは起きません。

◎議長

その他ありませんか。

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

日程第4

【議案第2号 農地法3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定について】

◎議長

続いて、日程4 議案第2号農地法3条第2項第5号の規定による別段

の面積の設定についてを上程いたします。
事務局説明願います。

◎事務局

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の設定についてですが、毎年設定をしているものです。

農地等の所有権や賃借権等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が北海道では2ha、都道府県では50a、に達しない場合は許可することができないとされております。農地法3条の5反用件とも言われているものです。

しかし、農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について別段の面積を定めることができます。

農地法施行規則第17条第1項第1号では、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一の地域。第2号では、別段の面積の単位はアールとし、10a以上とする。第3号では、定めようとする別段の面積は、その区域内においてその定めようとする別段の面積未滿の耕作者の数が、その区域内の耕作者の総数をおおむね40%を下回らないこととする。とされています。

また、農地法施行規則第17条第2項第1号では、設定区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在すること。設定区域の位置及び規模からみて、設定区域内において50a未滿の農地を耕作する者の数が増加することにより、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。このいずれにも該当する場合には前項の規定にかかわらず、面積を下げるすることができます。

事務局案として、50a未滿の農地を耕作している農家が全農家数の約4割、令和2年度の管内の遊休農地率は0.5%と低いため、引き続き50aを維持したいと考えております。

説明については以上です。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

日程第5

【議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の決定を求める件について】

◎議長

続いて日程5 議案第3号令和2年度の目標及びその達成に向けた活

動の点検・評価（案）の決定を求める件についてを上程いたします。
事務局から説明願います。

◎事務局

議案第3号と書かれた資料の参照願います。

1 ページ目は令和3年3月31日現在の農業委員会の状況が記載してあります。

2 ページ目は担い手への農地の利用集積・集約化です。

1 番、現状及び課題、令和3年3月末現在管内の農地面積585ha、これまでの集積面積161ha、集積率27.5%です。生産能力の低い農地は利用集積になりにくいのが課題です。

2 番、令和2年度の目標及び実績です。集積目標152ha、集積実績161ha、うち、新規実績3.9ha、達成状況は106%です。

3 番、目標の達成に向けた活動です。活動計画は8月に8・1調査を行い貸付希望の農地を担い手へ利用集積を図る計画です。活動実績は貸付希望の農地を担い手、耕作希望者に利用集積を行いました。

4 番、目標及び活動に対する評価です。目標を達成することができました。利用集積にあたって、担い手へ集積が進んでいます。引き続き活動を行っていきたいと思います。

3 ページ目は新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

1 番、現状及び課題、過年度の新規参入の状況が書かれています。農業経営を開始するにあたり、農地・資金・営農技術・収益性が求められることから、新規参入者の受け入れには課題が多いのが現状です。

2 番、令和2年度の目標及び実績です。参入目標は1経営体、参入実績は1経営体、達成状況は100%です。また、参入目標面積は0.5ha、参入実績面積0.2ha、達成状況は40%です。

3 番、目標の達成に向けた活動です。活動計画は新規参入者の相談等の受け入れを随時実施する。活動実績は1経営体が新規で参入しました。

4 番、目標及び活動に対する評価です。参入者数は目標を達成することができたが、参入面積は目標に届きませんでした。引き続き、新規参入者の相談等の受け入れを実施します。

4 ページ目は遊休農地に関する措置に関する評価です。

1 番、現状及び課題、令和3年3月末現在、管内の農地面積590.2ha、遊休農地面積3.5ha、割合0.6%、非農家が相続した農地や相続未了の農地が遊休地化しています。

2 番、令和2年度の目標及び実績です。解消目標0.1ha 解消実績0.1ha、達成状況は100%です。

3 番、2の目標に向けた活動です。活動計画では8月と1月に利用状況調査を行う計画でした。活動実績は8月と1月に利用状況調査を行いました。

4 番、目標及び活動に対する評価です。目標は達成することができました。農地パトロールを行い、遊休農地の所有者が希望する場合、農地の利用集積に向けた調整を行う必要があると思われます。

5 ページ目は違反転用への適正な対応です。

1 番、現状及び課題、令和3年3月末現在、管内の農地面積、587ha、違反転用面積1.9haです。

2 番、令和2年度実績です。実績は1.9ha、増減0haです。

3 番、活動計画・実績及び評価です。活動計画では違反転用者への是正指導や農地パトロール等で早期に発見するように努める計画でした。活動実績は違反転用者への違反指導を実施しました。違反転用面積を減らすこ

とはできませんでしたが、違反転用者への指導で是正が行われ、増加することはなかったため、現状の活動は妥当だと思われます。

6 ページ目は農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。

1 番、農地法第 3 条に基づく許可事務です。1 年間の処理件数は 7 件です。うち許可は 7 件です。

2 番、農地転用に関する事務です。1 年間の処理件数は 2 8 件です。

3 番、農地所有適格法人からの報告への対応です。管内の農地所有適格法人は 2 法人です。うち報告書提出農地所有適格法人は 2 法人です。

4 番、情報の提供等です。賃借料情報の調査・提供は令和 2 年 8 月に HP に掲載。農業委員会だよりも掲載しました。農地台帳について、随時更新し、申請に基づき閲覧に供しています。

8 ページ目は事務の実施状況の公表です。総会の議事録については署名後、HP に公表しています。活動の点検・評価についても総会で決定後、HP に公表しています。

説明については以上です。

◎議長

説明が終わりましたのでこれについてご質疑、ご意見ありますでしょうか。

それでは私の方から、新規参入者はどなたになりますか。

◎事務局

独立してオリーブの栽培をする〇〇〇〇さんです。

◎議長

わかりました。

5 ページの違反転用ですが、違反転用者の指導とはどういったことを行ったのですか。

◎事務局

基本的には文書指導であるが、前年度は違反転用者が現地にしたため、口頭指導から行いました。

◎議長

その他ありませんか。

質疑なしと認め、これより採決いたします。

決定に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は決定されました。

日程第 6

【議案第 4 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定を求める件について】

◎議長

続いて日程 6 議案第 4 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動

計画（案）の決定を求める件についてを上程いたします。
事務局から説明願います。

◎事務局

議案第4号と書かれた資料の参照願います。

1 ページ目は令和3年4月1日現在の農業委員会の状況が記載してあります。

2 ページ目は担い手への農地の利用集積・集約化です。

1 番、現状及び課題、令和3年4月現在、管内の農地面積は585ha、これまでの集積面積161ha、集積率は27.5%です。生産能力の低い農地は利用集積になりにくいのが課題です。

2 番、令和3年度の目標及び活動計画です。集積目標は163ha、うち新規集積面積は2haを目標とします。今年度も8・1調査を予定しており、その際に収集した貸付希望地を担い手へ利用集積を図ります。

続いて、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

1 番、現状及び課題、過年度の新規参入実績が記載されています。農業経営を開始するにあたり、農地・資金・営農技術・収益性が求められることから、新規参入者の受け入れには課題が多いのが現状です。

2 番、令和3年度の目標及び活動計画です。参入目標は1経営体、参入目標面積は0.5ha、新規参入者の相談等を随時実施します。

3 ページ目は遊休農地に関する措置です。

1 番、現状及び課題、令和3年4月現在、管内の農地面積は588.5ha、遊休農地面積3.5ha、割合0.6%です。非農家が相続した農地や相続未了の農地が遊休農地化しています。

2 番、令和3年度の目標及び活動計画です。遊休農地解消面積は0.5haとします。農地の利用状況調査についても、8月と1月に予定していますのでご協力お願いいたします。

続いて、違反転用者への適正な対応です。

1 番、現状及び課題、令和3年4月現在、管内の農地面積は585ha、違反転用面積1.9ha、資材置場に転用されることケースが多く、代替地の問題があり、是正が困難です。

2 番、令和3年度の活動計画です。農地パトロール等で早期に発見するように努めます。

説明については以上です。

◎議長

説明が終わりましたのでこれについてご質疑、ご意見ありますでしょうか。

(なし)

質疑なしと認め、これより採決いたします。
決定に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は決定されました。

	<p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>◎事務局 ・来月総会の日程について ・緑の募金について</p> <p>◎議長 それでは、無いようですので、閉会いたします。閉会の挨拶を、高橋会長代理よりお願いします。</p> <p>◎高橋会長代理 長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。玄米が盗難に合いました。皆さんも気をつけてください。お疲れ様でした。</p>
--	---

午後2時40分、高橋實会長代理より、閉会の辞を以って終了する。
会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため、ここに署名す。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____